



令和4年度 大井町保育所等入所申込のご案内

令和4年4月1日から保育所等への入所を希望される方は、次のとおり手続きをお願いいたします。

1 令和4年度入所申込み

入所希望月		受付期間	受付時間
令和4年4月 入所	第1次選考	令和3年10月25日(月) ～11月12日(金)まで	受付時間 平日 8:30から 17:15まで 受付場所 大井町子育て健康課 (大井町保健福祉センター内)
	第2次選考	令和4年1月28日(金)まで	
	※2次選考は、1次利用調整後の内定辞退や在園児の退園により定員に空きが生じた場合に実施します。		
令和4年5月～ 令和5年3月入所		入所希望月の前々月の末日まで	

- ◇ 町外の保育施設をお申込みされる方は、希望園が所在する市町村の申込期限を確認のうえ提出をお願いいたします。
- ◇ 申込書類の記入は必ず黒のボールペンで記入してください。
- ◇ 郵送での受付は行いません。
- ◇ お勤めなどの都合で時間までに来庁できない場合はご連絡ください。
- ◇ オンライン上での電子申請もご利用いただけます。マイナンバーカードをお持ちで、電子署名を利用できる環境にある方は、以下のいずれかのサイトから申請してください。

- e-kanagawa 電子申請

e-kanagawa 大井町

検索

https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/143626-u/offer/offerList_initDisplay.action

- マイナポータル内 ぴったりサービス

ぴったりサービス

検索

<https://app.oss.myna.go.jp/Application/search>

ただし「保育を必要とする事由」を証明する書類は窓口提出して頂く必要があります。

- ◇ 各施設に直接連絡していただき、見学してから希望施設を決定してください。
- ◇ いずれの時期の申込みも、全体の申込みの状況や保育所の受入可能人数、申込者間の「保育の必要性の高さ」により、利用をお待ちいただく場合がありますので、ご了承ください。

2 入所調整結果のお知らせ（おおむねの予定です）

入所希望月		通知時期	通知方法
令和4年4月入所	第1次選考	令和4年1月中旬頃	郵送
	第2次選考	令和4年2月下旬頃	郵送
令和4年5月～令和5年3月入所		入所希望月の前月の中旬頃	郵送

- ◇ 保育所等の受入が確保できた児童に対して「内定通知」を、受入が確保できなかった方に「保留通知」を郵送にて通知します。
- ◇ 「内定」となった方は、保育所等との面接を経て、集団保育への参加に問題がないと確認できた場合、正式に保育所等の利用が決定します。
- ◇ 結果が「保留」の方で、取下げを行わない場合は、その年度内において、4月以降の月も毎回利用調整を行い、入所可能となった場合に改めてご連絡します。

3 保育所とは

- ◇ 保育所とは、仕事や病気等の事情により、保護者が家庭で子どもを保育できない場合に、0～5歳児のお子さんをお預かりして保育を行う施設です。この案内での保育所とは、「認可保育所」「認定子ども園（保育園部分）」「小規模保育事業等」をいいます。

4 保育所の利用申込みができる方とは

- ◇ 町内に住所（住民票）がある方で、子どもの保護者（父・母の両方。ひとり親の場合は、その方）及び65歳未満の同居者が、次の「保育の必要性事由」のいずれかに該当することが必要です。

保育の必要性事由（保護者の状態）		保育所を利用できる期間
就労	月64時間以上就労している 例）1日4時間以上、月16日以上	就労を継続している期間
妊娠・出産	保護者が出産前後	産前産後8週の月
疾病・障がい	保護者が疾病、負傷、心身に障がいがある	町が必要と認める期間
介護・看護	同居親族を常時介護、または看護している	町が必要と認める期間
災害	災害を受け、家屋の復旧等にあたっている	町が必要と認める期間
求職活動	求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っている	最長、3か月間（※1）
就学	学校や職業訓練校等に通っている（通信教育は不可）	卒業予定日の月末まで
虐待・DV	児童虐待や、配偶者等からのDVの恐れがある	町が必要と認める期間
育児休業 （※2）	既に保育所を利用している児童について、その子の継続利用が必要な場合 ※育児理由での新規入所はできません	育休終了日の月末まで

（※1）「求職活動」の場合は、入所後3か月以内に就労されないと、退所となります。

（※2）育児休業明け（職場復帰）による新規入所は、「就労」でお申し込みください。

5 教育・保育給付認定について

- ◇ 保育所を利用するには、子ども・子育て支援法における「教育・保育給付認定」を受けることが必要です。
- ◇ 教育・保育給付認定は、保育所の利用を希望する保護者の申請を受けて、町がその内容を審査し、認定します。令和3年度の申込から、保育所の入所申込書が教育・保育給付認定の申請を兼ねたものになりますので、教育・保育給付認定を受けるための申請を別途行う必要はありません。
- ◇ 保育所の利用では、児童の年齢により「2号認定」または「3号認定」の教育・保育給付認定を行います。

認定区分	対象となる児童（年齢・教育／保育の別）		利用できる施設や事業
1号認定	満3歳以上で	「教育」を希望する場合	幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）
2号認定	満3歳以上で	「保育の必要性事由」に該当し、「保育」を希望する場合	認可保育所、認定こども園（保育所部分）
3号認定	満3歳未満で		認可保育所、認定こども園（保育所部分） 小規模保育、家庭的保育等

【保育必要量】

- ◇ 教育・保育給付認定では、保護者の就労時間や「保育の必要性事由」により、保育所の基本利用時間となる「保育必要量」も決定します。保育必要量には2つの区分があり、保育料も異なります。
- ◇ 保育必要量別の最大時間を超えて施設を利用する場合、「延長保育料」（園により異なります）が発生します。

保育標準時間	保育所が設定する1日の利用時間帯（※1）の中で、最大11時間の利用が可能	月の就労時間が120時間以上の方、「妊娠・出産」事由の方など
保育短時間	保育所が設定する1日の利用時間帯（※2）の中で、最大8時間の利用が可能	月の就労時間が120時間未満の方、「求職活動」「育児休業」の事由の方など

（※1） 栄光愛児園 7:00～18:00、大井保育園 7:30～18:30 など園により異なります。

（※2） 8:30～16:30（園により異なります。）

【支給認定証の交付】

- ◇ 申込書類の提出を受けて、町が子ども・子育て支援法における「教育・保育給付認定」を行います。
- ◇ 教育・保育給付認定の内容は、「支給認定証」として保護者に交付します。支給認定証は、保育所を利用していく上で大切な書類ですので、捨てずに保管してください。

※ 支給認定証は、「入所の決定を意味するものではありません」 のでご注意ください。

6 提出していただく書類について

	提出書類	提出部数
1	教育・保育給付認定（現況）申請書兼保育所入所申込書	児童1人につき1部
2	児童健康状況調査表	児童1人につき1部
3	「保育を必要とする事由」を証明する書類（※）	1家庭につき1部



（※）保護者のほか、住居を同じくする65歳未満の、働いている方・求職中の方・その他個別の事由がある場合は、その全員分の提出が必要です。

（※）「3 保育を必要とする事由」を証明する書類

保育を必要とする事由	提出書類	備考
① 就労している場合	<ul style="list-style-type: none"> 就労証明書 自営状況申告書【自営業や事業主が親族の場合】 1日の仕事のタイムスケジュール表【内職の場合】 	<ul style="list-style-type: none"> 就労証明書は事業主に記入してもらってください。訂正には、事業主の訂正印が必要です。 発行から3か月以内のものを提出してください。
※ 育児休業明けの場合	復職日によって、利用申込ができる月が決まります。 <ul style="list-style-type: none"> 1日～15日付けの復職 → 復職月の前月1日からの申込が可能 16日～31日付けの復職 → 復職月の1日から申込が可能 	
② 妊娠中や出産後間もない場合 （産前産後8週）	<ul style="list-style-type: none"> 母子手帳の写し 	<ul style="list-style-type: none"> 出産予定日とお母様の名前が記載されているページの写しを提出してください。
③ 病気やけが、心身の障がいにより家庭で保育ができない場合	<ul style="list-style-type: none"> 診断書 障害者手帳、療育手帳 	<ul style="list-style-type: none"> 診断書に「〇〇の疾病のため、又は看護等が必要なため、家庭保育困難である」との記載と「治療期間」を記入してもらってください。 障害者手帳等をお持ちの方は診断書の提出は不要です。
④ 親族の方を常に介護することが必要であり、保育ができない場合	<ul style="list-style-type: none"> 看護等を必要とする方の診断書 障害者手帳、療育手帳 	
⑤ 求職活動をしている場合	<ul style="list-style-type: none"> ハローワークカード 	<ul style="list-style-type: none"> 利用期間は、入所開始月から3か月間となります。
⑥ 就学をしている場合	<ul style="list-style-type: none"> 在学証明書 就学時間のわかる書類（カリキュラムやシラバス） 	<ul style="list-style-type: none"> 就学している期間のみ保育所等を利用することができます。
⑦ 災害等の復旧に当たっている場合	<ul style="list-style-type: none"> り災証明書 	
⑧ 虐待やDVのおそれがある場合	<ul style="list-style-type: none"> 保育を必要とする事由の状況に応じて判断いたします。 	
⑨ その他		

7 令和4年度年齢別クラス

クラス	生年月日	クラス	生年月日
0歳児	令和3年4月2日 ~	3歳児	平成30年4月2日~平成31年4月1日
1歳児	令和2年4月2日~令和3年4月1日	4歳児	平成29年4月2日~平成30年4月1日
2歳児	平成31年4月2日~令和2年4月1日	5歳児	平成28年4月2日~平成29年4月1日

8 ならし保育について

- ◇初めて保育園に入所する児童については、保育所に無理なくなじめるように、短い保育時間から徐々に通常の保育時間にしていく「ならし保育」が行われます。
- ◇ならし保育の期間は、園や児童によって異なりますが、概ね2週間程度です。この期間中は、早めのお迎えが必要となります。なお、ならし保育の期間も、正規の保育料がかかります。
- ◇ならし保育の期間は早めのお迎えが必要となるため、大井町では、職場復帰（就労開始）される方の入所希望月を次のように設定しています。 ※入所前の「ならし保育」はできません。

就労開始日	入所月
就労開始日が、 1日~15日の場合	入所希望日を、就労開始日の前月1日から設定できます。
就労開始日が、 16日~末日の場合	入所希望日は、就労開始月の1日からとなります。

※入所月に応じて育児休業期限を「切上げ」できる方は、任意の入所希望月を設定可能です。

9 申込後、次の場合は必ず連絡をしてください。

- ◇内容によっては、届け出（書類の提出）が必要になるものもあります。
 - (1) 大井町内で住所が変わった場合
 - (2) 大井町外へ転出する／した場合（入所申込みや教育・保育給付認定は、すべて無効となり、転出先で改めて申請が必要になります。）
 - (3) 「保育の必要性事由」が変わった場合（例：就労→妊娠・出産、求職活動→就労など）
 - (4) 就労先や就労内容（勤務時間など）が変わった場合
 - (5) 保護者（父母）の離婚・再婚・死別があった場合
 - (6) 保護者や児童の氏名が変わった場合
 - (7) 祖父母など、親族と同居を開始した、または同居を解消した場合
 - (8) その他、申込書類の記載内容に変更がある／あった場合
 - (9) 確定申告などにより、町民税額が変わった場合（保育料が変わる場合があります。）
 - (10) 入所申込みを取り下げる場合

※（3）～（10）の認定は、原則届け出を提出した翌月からとなります。

10 利用者負担額(保育料)について

◇保育所等の利用にかかる利用者負担額(保育料)は、公立・私立を問わず同額で、月額保育料は次のとおりです。

お子様の4月1日時点の年齢が3歳以上の場合	利用者負担額(保育料)は、0円です。 ※ただし、給食費の徴収があります。 (年収360万円未満相当世帯と保育園、幼稚園を利用して いる小学校就学前のきょうだいを上から順に数えて、第3 子以降の場合は、副食費の徴収が免除されます。) ※また、年度の途中で3歳になっても0円にはなりません。
お子様の4月1日時点の年齢が3歳未満の場合	利用者負担額(保育料)は、次のとおり算定します。 ※4月から8月分は、令和3年度の市町村民税額で、9月 から3月分は令和4年度の市町村民税額で算定します。 ※算定に用いる税額は、父母(父母の双方が非課税の場合は 同居の祖父母)の市町村民税額(住宅借入金等特別控除、 寄付金税額控除、配当割等の税額控除を除く。)を合算し たものです。 ※未婚のひとり親世帯においては、寡婦・寡夫控除を適用し た額で算定します。 ※1月1日時点で政令指定都市に在住の場合、市町村民税 所得割税額が8%で課税されているため、市町村民税額に 6/8を乗じた額で算定します。 ※市町村民税所得割課税額が、57,700円未満の世帯は、 子どもの年齢を問わず上から順に数えて2人目の子ども は半額、3人目以降の子どもは無料になります。 ※ひとり親世帯等のうち、市町村民税所得割課税額が 77,101円未満の世帯については、子どもの年齢を問わ ず、上から順に数えて2人目以降の子どもは無料となり ます。 ※小学校就学前のきょうだいと同時に保育所、幼稚園等を利 用する場合は、その範囲において上から順に数えて、2人 目の子どもは半額、3人目以降の子どもは無料となりま す。

11 大井町保育料徴収金基準額表

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分				徴収基準額（月額）				
国階層 区分	階層 区分	定義		3歳未満児		3歳以上児		
				標準時間	短時間	標準時間	短時間	
				円	円	円	円	
第1	A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯並びに児童福祉法第6条の4第1項に規定する里親である教育・保育給付認定保護者の世帯		0	0	0	0	
第2	B1	第1階層を除き、市	母子世帯等	0	0	0	0	
	B2	町村民税非課税世帯	その他世帯	0	0	0	0	
第3	C1	均等割のみ	母子世帯等	0	0	0	0	
	C2		その他世帯	6,300	6,300	0	0	
	C3		48,600円	母子世帯等	12,900	12,800	0	0
	C4		未滿	その他世帯	13,600	13,500	0	0
第4	D1	第1階層を除き、市町村民税額の区分が次の区分に該当する世帯	48,600円以上72,800円未滿	21,000	20,700	0	0	
	D2		72,800円以上97,000円未滿	24,000	23,600	0	0	
第5	D3		97,000円以上132,000円未滿	31,100	30,700	0	0	
	D4		132,000円以上169,000円未滿	35,600	35,100	0	0	
第6	D5		169,000円以上213,000円未滿	41,400	40,800	0	0	
	D6		213,000円以上257,000円未滿	43,900	43,200	0	0	
	D7		257,000円未滿301,000円未滿	45,100	44,400	0	0	
第7	D8		301,000円以上322,000円未滿	54,400	53,500	0	0	
	D9		322,000円以上345,000円未滿	56,000	55,100	0	0	
	D10		345,000円以上397,000円未滿	57,600	56,700	0	0	
第8	D11		397,000円以上	74,800	73,700	0	0	

12 保育料の納付方法 ※利用する施設により、納付方法が異なります。

(1) 認可保育所の場合（町外の公立保育所を除く）

- ・毎月1日現在において保育所に在所している場合は、登園日数にかかわらず、当該月分の保育料をお支払いいただきます。
- ・納付方法は、口座振替と納付書払があります。
- ・保育料の納期限は毎月末です。（納期限が土日休日に当たるときは翌日）
- ・納付書払いの方には、毎月15日頃、納付書を送付します。
- ・口座振替をご希望の方は、役場税務課、子育て健康課または口座振替指定金融機関にお申し込みください。申し込みの翌月から引き落としとなります。

(2) 町外の公立保育所の場合

- ・保育料は町が決定しますが、納入先は施設を運営する市区町村です。納付方法は、各園又は各市区町村にお問い合わせください。

(3) 認定こども園、地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育）の場合

- ・保育料は町が決定しますが、納入先は各施設です。納付方法は各施設にお問い合わせください。

13 その他の保育サービス

事業・サービス名	電話	所在地
大井保育園一時保育室	82-4299	大井町金子2854
大井町ファミリー・サポート・センター	82-6046	大井町金子2833 ふれあい館内
病児保育室ピーターパン	85-3223	開成町みなみ5-4-17 サウスポート内

14 提出及び問い合わせ先

大井町 子育て健康課（大井町保健福祉センター1階） TEL：83-8012

申込後、保育園の入園までに、家庭状況（仕事・家族構成・保育状況等）に変更があったときは、指数が変更になり、入園内定取消しや退園になることがありますので、変更が生じた場合は速やかにご連絡ください。

